

(別添)

改正後	現行
<p data-bbox="387 256 869 292">受動喫煙防止対策助成金<u>交付</u>要綱</p> <p data-bbox="168 355 291 391">(通 則)</p> <p data-bbox="147 400 1106 678">第1条 受動喫煙防止対策助成金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この<u>交付</u>要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="168 738 353 774">(交付の目的)</p> <p data-bbox="147 783 1106 1013">第2条 この助成金は、<u>中小企業事業主が、その事業場の室内及びこれに準ずる環境において労働者の受動喫煙を防止するために実施する喫煙室の設置等の事業（以下「助成事業」という。）</u>に対し助成することにより、<u>事業場における受動喫煙防止対策</u>を推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="168 1074 512 1109">(交付の対象及び補助率)</p> <p data-bbox="147 1118 1106 1348">第3条 この助成金は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第3号に掲げる社会復帰促進等事業として、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、助成の対象として次項で定める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を<u>交付</u>する。</p>	<p data-bbox="1368 256 1850 292">受動喫煙防止対策助成金<u>支給</u>要綱</p> <p data-bbox="1153 355 1276 391">(通 則)</p> <p data-bbox="1133 400 2092 678">第1条 受動喫煙防止対策助成金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この<u>支給</u>要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1153 738 1339 774">(支給の目的)</p> <p data-bbox="1133 783 2092 965">第2条 この助成金は、<u>顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業</u>に対し、<u>喫煙室の設置等の取組</u>に対し助成することにより受動喫煙防止対策を推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="1153 1074 1498 1109">(支給の対象及び補助率)</p> <p data-bbox="1133 1118 2092 1399">第3条 この助成金は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第3号に掲げる社会復帰促進等事業として、<u>労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等</u>を実施するために必要な経費のうち、助成の対象として次項で定める経費（以下「助成対象経費」</p>

改正後

2 この助成金の交付額は、下の表の第2欄に定める助成対象経費の実支出額の合計額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と第1欄に定める上限額とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 上限額	2 助成対象経費	3 補助率
2,000千円	喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等	<u>2</u> 分の1

(交付申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとする者(以下「助成事業主」という。)は、受動喫煙防止対策に係る事業計画を添えて、あらかじめ様式第1号による申請書(以下「交付申請書」という。)を管轄の都道府県労働局長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 都道府県労働局長は、前条の交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、様式第2号又は第3号による通知書により、当該助成事業主に助成金の交付の可否を通知するものとする。

2 都道府県労働局長は、原則として前条の交付申請書が到達した日から起算して1月以内に交付の可否の決定を行うものとする。

3 都道府県労働局長は、第1項の交付の決定をする場合におい

現行

という。)について、予算の範囲内で助成金を支給する。

2 この助成金の支給額は、下の表の第2欄に定める助成対象経費の実支出額の合計額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と第1欄に定める上限額とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 上限額	2 助成対象経費	3 補助率
2,000千円	喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等	<u>4</u> 分の1

(計画の認定申請)

第4条 この助成金の支給を受けようとする者(以下「助成事業主」という。)は、喫煙室の設置等に係る工事計画について、あらかじめ様式第1号による申請書(以下「計画認定申請書」という。)を都道府県労働局長に提出しなければならない。

(計画の認定等)

第5条 都道府県労働局長は、前条の計画認定申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、様式第2号又は第3号による通知書により、当該助成事業主に認定の可否を通知するものとする。

2 都道府県労働局長は、原則として計画認定申請書が到達した日から起算して1月以内に認定の可否の決定を行うものとする。

3 都道府県労働局長は、第1項の認定をする場合において、適正な受動喫煙防止対策の実施及びその計画の認定を行うに際し必

改正後	現行
<p>て、適正な受動喫煙防止対策の実施<u>その他当該助成金の交付の目的を達成するため必要のあるときは</u>、前条に基づき申請された内容を変更し、又は条件を付すことができる。</p>	<p>要のあるときは、前条に基づき申請された<u>計画の内容</u>を変更し、又は条件を付すことができる。</p>
<p><u>(交付申請の取下げ)</u> <u>第6条 助成事業主は、前条第1項の交付決定を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、当該助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、その決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を都道府県労働局長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(交付決定内容の変更)</u> 第7条 助成事業主は、<u>第5条第1項の交付決定を受けた内容の変更</u>（軽微な変更を除く。）をする場合、あらかじめ様式第4号による申請書（以下「<u>変更承認申請書</u>」という。）を都道府県労働局長に提出しなければならない。</p>	<p><u>(計画の変更申請)</u> 第6条 助成事業主は、<u>前条第1項の認定を受けた計画の変更</u>（軽微な変更を除く。）をする場合、あらかじめ様式第4号による申請書（以下「<u>計画変更申請書</u>」という。）を都道府県労働局長に提出しなければならない。</p>
<p><u>(交付決定内容の変更の承認)</u> 第8条 都道府県労働局長は、前条の<u>変更承認申請書</u>の提出があったときは、内容を審査のうえ、様式第5号又は第6号による通知書により、当該助成事業主に<u>承認</u>の可否を通知するものとする。 2 都道府県労働局長は、原則として<u>変更承認申請書</u>が到達した日から起算して1月以内に<u>承認</u>の可否の決定を行うものとする。 3 都道府県労働局長は、<u>第1項に基づき承認</u>をする場合において、適正な受動喫煙防止対策の実施<u>その他当該助成金の交付の目</u></p>	<p><u>(計画の変更の承認)</u> 第7条 都道府県労働局長は、前条の<u>計画変更申請書</u>の提出があったときは、内容を審査のうえ、様式第5号又は第6号による通知書により、当該助成事業主に<u>認定</u>の可否を通知するものとする。 2 都道府県労働局長は、原則として<u>計画変更申請書</u>が到達した日から起算して1月以内に<u>認定</u>の可否の決定を行うものとする。 3 都道府県労働局長は、<u>前項の認定</u>をする場合において、適正な受動喫煙防止対策の実施<u>及びその計画の変更の認定</u>を行うに際</p>

改正後	現行
<p><u>的を達成するため必要のあるときは、第5条第1項の交付決定をした内容及び前条において申請のあった内容を変更し、又は条件を付すことができる。</u></p> <p>(計画の中止又は廃止)</p> <p>第9条 助成事業主は、第5条第1項の<u>交付決定</u>を受けた内容(前条第1項による変更の承認を受けた場合は、変更後の内容)を中止し、又は廃止する場合は、様式第7号による<u>申請書</u>を都道府県労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県労働局長は、前項の承認をする場合にあっては、様式第8号による通知書により当該助成事業主に通知しなければならない。</p> <p>(<u>交付決定</u>の取消し等)</p> <p>第10条 都道府県労働局長は、次に掲げる場合には、<u>第5条第1項の交付決定</u>の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。</p> <p>一 助成事業主が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく都道府県労働局長の指示に違反した場合</p> <p><u>二 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合</u></p> <p><u>三 助成事業主が、助成対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合</u></p> <p><u>四 交付決定後に生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合</u></p>	<p><u>し必要のあるときは、第5条第1項に基づいて認定した内容及び第1項において申請のあった内容を変更し、又は条件を付すことができる。</u></p> <p>(計画の中止又は廃止)</p> <p>第8条 助成事業主は、第5条第1項の<u>認定</u>を受けた計画(前条第1項による変更の認定を受けた場合は、変更後の計画)を中止し、又は廃止する場合は、様式第7号による<u>届出書</u>を都道府県労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県労働局長は、前項の承認をする場合にあっては、様式第8号による通知書により当該助成事業主に通知しなければならない。</p> <p>(<u>計画の認定</u>の取消し等)</p> <p>第9条 都道府県労働局長は、<u>第5条第1項に基づき認定した計画について、次に掲げる場合には、計画の認定</u>の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。</p> <p>一 助成事業主が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく都道府県労働局長の指示に違反した場合</p> <p><u>二 助成事業主が、本計画の申請又は履行において不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合</u></p>

改正後	現行
<p>(事業実績報告)</p> <p>第 11 条 助成事業主は、<u>助成対象事業を完了したときは、その日から起算して 1 月後又は第 5 条第 1 項の交付決定を受けた翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 9 号による事業実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）により都道府県労働局長に報告を行わなければならない。</u></p> <p>(是正命令等)</p> <p>第 12 条 都道府県労働局長は、<u>前条の事業実績報告があった場合において、第 5 条第 1 項の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずべきことを当該助成事業主に命ずることができる。</u></p> <p>2 <u>前条の規定は、前項の規定により措置を講じた場合において準用する。</u></p> <p>(助成金の額の確定等)</p> <p>第 13 条 都道府県労働局長は、<u>第 11 条の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付決定の内容（第 8 条第 1 項に基づく承認をした場合はその承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 10 号による通知書より、当該助成事業主に通知するものとする。</u></p> <p>2 都道府県労働局長は、原則として<u>事業実績報告書</u>が到達した日</p>	<p>(助成金の支給申請)</p> <p>第 10 条 助成事業主は、<u>助成金を受けようとする場合にあっては、第 5 条第 1 項に基づき都道府県労働局長から認定を受けた計画に従って喫煙室の設置等の工事が完了した後、様式第 9 号による申請書（以下「支給申請書」という。）により都道府県労働局長に申請を行わなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(支給の決定)</p> <p>第 11 条 都道府県労働局長は、<u>前条の規定による支給申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、様式第 10 号又は第 11 号による通知書により、当該助成事業主に<u>支給の可否</u>を通知するものとする。</u></p> <p>2 都道府県労働局長は、原則として<u>支給申請書</u>が到達した日から</p>

改正後	現行
<p>から起算して <u>20 日以内に交付すべき助成金の額の確定</u>を行うものとする。</p> <p>3 都道府県労働局長は、第 1 項に基づき<u>交付すべき助成金の額を確定し助成事業主に通知する場合において、適正な受動喫煙防止対策の維持その他当該助成金の交付の目的の達成及び適正な運用の確保のため、必要に応じ条件を付すことができる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p><u>第 14 条 助成事業主は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくほか、交付の申請、交付決定内容の変更の承認申請、事業実績報告に当たり、都道府県労働局長に提出した書類及びその根拠となる詳細な資料について、受動喫煙を防止するための措置に関する事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間を経過するまで、これを保存しなければならない。</u></p>	<p>起算して<u>1月以内に支給の可否の決定</u>を行うものとする。</p> <p>3 都道府県労働局長は、第 1 項の<u>支給決定をする場合において、必要に応じ支給申請の内容を変更し、又は条件を付すことができる。</u></p> <p>(申請の取下げ)</p> <p><u>第 12 条 助成事業主は、第 5 条第 1 項に基づき認定を受けた計画若しくは前条第 1 項に基づく支給決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の計画認定又は支給の申請を取り下げようとするときは、その決定の通知を受けた日から 1 月以内にその旨を記載した書面を都道府県労働局長に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第 <u>15</u> 条 助成事業主は、本助成金の<u>交付</u>の対象となった<u>事業</u>において取得した不動産及びその従物並びに本助成金の<u>交付</u>の対象となった<u>事業</u>において取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び重要な器具については、<u>助成事業の完了</u>の日の属する年度の終了後 5 年間を経過するまで、都道府県労働局長の承認を受けないで、この助成金の<u>交付</u>の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第 <u>16</u> 条 都道府県労働局長は、本助成金の適正な運用を確保するために必要があるときは、助成事業主に対して報告をさせ、又は所属の職員に<u>その事業場に立ち入り</u>、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第 <u>17</u> 条 都道府県労働局長は、助成事業主が偽りその他の不正の行為により本助成金の<u>交付</u>を受けたと認められる場合には、<u>交付</u>した本助成金の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>2 都道府県労働局長は、前項に基づき本助成金を返還させるときは、様式第 <u>11</u> 号による通知書により、助成事業主に通知するものとする。</p> <p><u>3 助成事業主は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数</u></p>	<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第 <u>13</u> 条 助成事業主は、本助成金の<u>支給</u>の対象となった<u>工事</u>において取得した不動産及びその従物並びに本助成金の<u>支給</u>の対象となった<u>工事</u>において取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び重要な器具については、<u>喫煙室の設置等の工事が完了した日</u>の属する年度の終了後 5 年間を経過するまで、都道府県労働局長の承認を受けないで、この助成金の<u>支給</u>の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第 <u>14</u> 条 都道府県労働局長は、本助成金の適正な運用を確保するために必要があるときは、助成事業主に対して報告をさせ、又は所属の職員に<u>実地調査をさせ</u>、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第 <u>15</u> 条 都道府県労働局長は、助成事業主が偽りその他の不正の行為により本助成金の<u>支給</u>を受けたと認められる場合には、<u>支給</u>した本助成金の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>2 都道府県労働局長は、前項に基づき本助成金を返還させるときは、様式第 <u>12</u> 号による通知書により、助成事業主に通知するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>に応じ、当該助成金の額につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第 2 項</u>の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から <u>20 日</u>とし、<u>助成事業主は、助成金の返還を命ぜられ、これを期限内に納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ、未納付額につき年利 10.95%の割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。</u></p> <p>(財産の管理等)</p> <p>第 <u>18 条</u> <u>助成事業主は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 都道府県労働局長は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、本助成金の交付額を超えない範囲でその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この交付要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>改正 平成 25 年 5 月 16 日 一部改正。</u> <u>なお、改正前の「受動喫煙防止対策助成金支給要綱」（以下「旧要綱」という。）第 11 条第 1 項に基づき支給の決定を受けた助成</u></p>	<p>3 <u>前項</u>の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から <u>1 月</u>とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。</p> <p>(財産の管理等) (新設)</p> <p>第 <u>16 条</u> <u>本助成金の支給を受けて取得した財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、本助成金の支給額を超えない範囲でその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。</u></p>

改正後	現行
<u>事業主にあつては、旧要綱の第 13 条から第 16 条までの規定は、なおその効力を有する。</u>	